

平成 24 年度における e-Tax の利用状況等について(概要)

国税庁では、昨年 5 月に「国民の利便性向上に関する指標」、「行政運営の効率化に関する指標」及び「オンライン利用率等（「オンライン利用率」及び「ICT活用率）」を成果指標とした「業務プロセス改革計画」（改革計画）を策定し、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及及び定着に向けた取組を実施しています。

この改革計画に掲げる成果指標の平成 24 年度における実績値については、本年 7 月にオンライン利用率等に関する一部の成果指標を除き公表していますが、この度、すべての実績値が確定しましたので公表します。

<国民の利便性向上に関する指標>

	〈実績値〉	〈前年対比〉
○ e-Tax の利用満足度（目標：70%）	70.6%	（+2.6 ポイント）
○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度（目標：85%）	81.3%	（+1.2 ポイント）

<行政運営の効率化に関する指標>

	〈実績値〉	〈前年対比〉
○ オンライン申請の受付 1 件当たりの費用（目標：対前年度比減少）	473 円	（▲35 円）
○ 事務処理（削減）時間（目標：対前年度比増加）	102,860 時間	（+3,131 時間）

<オンライン利用率等（国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標）>

	〈実績値〉	〈前年対比〉
《オンライン利用率》 ※別紙 1		
○ 公的個人認証の普及割合等に左右される 3 手続（目標：50%）	46.9%	（+2.7 ポイント）
○ 上記以外の 12 手続（目標：76%） （注）今回、公表する実績値です。	75.7% ^{（注）}	（+2.6 ポイント）
《ICT活用率》 ※別紙 2		
○ ICT活用率（目標：65%）	65.5%	（+3.6 ポイント）

〔参考〕

ICT活用率は、所得税申告及び消費税申告（個人）の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数（書面提出分を含みます。）の占める割合です。

※「目標」は、平成 25 年度までに達成すべき目標です。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年対比
		%	%	%	ポイント
所得税申告①		44.1	47.3	50.4	+3.1
消費税申告(個人)②		44.8	49.1	51.0	+1.9
納税証明書交付請求③		0.7	0.7	1.5	+0.8
公的個人認証の普及割合等に左右される3手続(①~③の計)④		41.1	44.2	46.9	+2.7
法人税申告⑤		52.5	59.0	63.6	+4.6
消費税申告(法人)⑥		52.4	58.6	62.7	+4.1
酒税申告⑦		90.1	90.6	93.0	+2.4
印紙税申告⑧		64.2	64.3	63.9	▲0.4
給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨		65.7	72.3	77.7	+5.4
利子等の支払調書⑩		12.2	10.1	10.1	+0.0
電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪		99.4	99.5	99.5	+0.0
上記④以外の12手続(⑤~⑪の計)⑫		70.1	73.1	75.7	+2.6

- (注) 1 業務プロセス改革計画は、平成23年度から平成25年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便宜上、平成22年度についても利用率を算出しています。
- 2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。
- 3 今回公表する平成24年度のオンライン利用率は、「法人税申告⑤」、「消費税申告(法人)⑥」、「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」及び「利子等の支払調書⑩」となります。

○ ICT活用率

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年対比
	所得税申告	利用件数	11,275,142 件	11,729,278 件	12,086,447 件
ICT活用率		57.6 %	62.2 %	65.9 %	+3.7ポイント
消費税申告(個人)	利用件数	673,427 件	676,345 件	668,794 件	98.9 %
	ICT活用率	51.6 %	56.4 %	58.9 %	+2.5ポイント
合計	利用件数	11,948,569 件	12,405,623 件	12,755,241 件	102.8 %
	ICT活用率	57.3 %	61.9 %	65.5 %	+3.6ポイント

(注) 1 ICT活用率は、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含みます。)の割合を示します。

2 業務プロセス改革計画は、平成23年度から平成25年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便宜上、平成22年度についてもICT活用率を算出しています。

「業務プロセス改革計画」における成果指標の概要

<国民の利便性向上に関する指標>

- e-Tax の利用満足度（基準値：66.4%、目標：70%）
 - アンケート調査を実施し、満足度を測定。
- 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度（基準値：80.1%、目標：85%）
 - アンケート調査を実施し、満足度を測定。

<行政運営の効率化に関する指標>

- オンライン申請の受付1件当たりの費用（基準値：581円、目標：対前年度比減少）
 - オンライン申請1件当たりの整備費用・運用経費等から算出。
- 事務処理時間（基準値：99,729時間、目標：対前年度比増加）
 - 所得税申告、法人税申告、消費税（個人・法人）申告について、サンプル調査等を実施し、基準値及び目標を設定。

<オンライン利用率等（国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標）>

- オンライン利用率
 - ・ 公的個人認証の普及割合等に左右される所得税申告等3手続（基準値：41.1%、目標：50%）
 - ・ 上記以外の法人税申告等12手続（基準値：70.1%、目標：76%）
- ICT活用率（基準値：57.3%、目標：65%）
 - 所得税申告・消費税（個人）申告については、ICT活用率の目標を設定。

(注)「基準値」は平成22年度（「事務処理時間」については平成23年度）の実績値、「目標」は平成25年度までに達成すべき目標をいいます。

○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分		年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年対比
			件	件	件	%
業務プロセス改革計画の重点手続	所得税申告①		8,625,820	8,907,933	9,114,321	102.3
	消費税申告(個人)②		585,080	588,084	579,048	98.5
	納税証明書交付請求③		10,609	9,901	23,193	234.2
	公的個人認証の普及割合等に左右される3手続(①~③の計)④		9,221,509	9,505,918	9,716,562	102.2
	法人税申告⑤		1,355,202	1,521,278	1,638,570	107.7
	消費税申告(法人)⑥		1,059,023	1,158,219	1,223,825	105.7
	酒税申告⑦		38,108	37,897	38,904	102.7
	印紙税申告⑧		83,288	83,687	83,384	99.6
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨		1,389,612	1,526,074	1,630,418	106.8
	利子等の支払調書⑩		24,144	26,577	26,396	99.3
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪		3,460,093	3,156,712	2,937,912	93.1
	上記④以外の12手続(⑤~⑪の計)⑫		7,409,470	7,510,444	7,579,409	100.9
業務プロセス改革計画の重点手続全体(④及び⑫の計)⑬			16,630,979	17,016,362	17,295,971	101.6
上記⑬以外の申請・届出等⑭			2,018,606	2,226,919	2,607,195	117.1
納付手続⑮			2,040,719	2,446,111	2,886,317	118.0
合計(⑬~⑮の計)			20,690,304	21,689,392	22,789,483	105.1

(注) 1 業務プロセス改革計画は、平成23年度から平成25年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便宜上、平成22年度についても利用件数を算出しています。
 2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ これまでの具体的な取組（☆印は、平成25年度から実施する新たな取組）

添付書類

平成19年分以後の所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等については、当該書類の提出又は提示に代えて、その記載内容を入力して送信することにより添付を省略（平成20年1月～）

電子署名

1. 税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略（平成19年1月～）
2. e-Taxを利用することができるパソコンを税務署に設置し、e-Taxの利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅などのパソコンからe-Taxを利用してもらうことを目的とした施策を導入（平成20年1月～）
- ☆ 3. 自宅等からe-Taxにより納税証明書の交付請求を行い、税務署の窓口で書面にて納税証明書の交付を受ける場合の納税者本人の電子署名の省略（平成25年10月～）

インセンティブ措置

- ☆ e-Taxを利用した還付申告書について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮（平成18年11月～）
特に、個人の自宅等からのe-Tax還付申告のうち、1月・2月申告分については、2～3週間程度で処理（平成26年1月～）

〔参考〕

電子認証の普及拡大のため、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の適用（平成19年分～平成22年分は最高5,000円、平成23年分は最高4,000円、平成24年分は最高3,000円でいずれか1回適用）

※ 適用期限（平成24年分）の到来をもって廃止

利用可能時間

1. 所得税確定申告時期について、e-Taxの24時間受付（平成19年2月～）及び日曜日のヘルプデスクの受付を実施（平成22年2月～）
- ☆ 2. 所得税確定申告時期以外の平日の受付時間を24時まで延長（平成25年8月～）

システム改善等（平成24年度実施分）

1. e-Taxの利用可能手続に贈与税申告を追加（平成25年1月～）
2. 暗証番号を忘れた場合にオンラインでの仮暗証番号の再発行手続が行える暗証番号リマインダー機能の追加（平成25年1月～）